

第3章 秋田県大仙市C地区

1. 水田農業及び担い手の動向

(1) 地域概況

秋田県内陸部に位置する大仙市は 2005 年 3 月に大曲市と仙北郡の神岡町・西仙北町・中仙町・協和町・南外村・仙北町・太田町の 1 市 6 町 1 村が合併して発足し、総世帯数は 28,342 世帯、総人口は 88,301 人である (2010 年国勢調査)。(仙北郡の田沢湖町・角館町・西木村は 2005 年 9 月に合併して仙北市が発足する。)

大仙市内には雄物川とその支流の玉川に沿って広大な土地が開け、大仙市は横手盆地北部の仙北平野に位置する穀倉地帯にある。市の総土地面積は 87,000 千 ha, そのうち耕地面積が 20,200ha, 田面積が 18,500ha であり、耕地の 92%を田が占める水田地帯である (2011 年耕地及び作付面積統計)。



第3-1図 秋田県における大仙市の位置

資料：農林水産省「わがマチ・わがムラ」

(<http://www.machimura.maff.go.jp/machi/map/05/>)

市町村別の統計が公表されていた 2006 年の生産農業所得統計によると農業産出額は 227 億円，うち米が 158 億円（70%）であり，米にかなりの比重を置いた農業構成となっている。同年の県全体の米のシェアが 60%であることと比較しても，大仙市は米への比重が高い地域である。その 10 年前の 1996 年には農業産出額 381 億円のうち米が 311 億円であり，米のシェアは 82%とさらに高かったが，その後の 10 年間で，米の産出額が半減（△ 153 億円）したことに伴って総産出額が減少（△ 154 億円）しつつ，米のシェアも低下してきている。

（2）農家及び組織経営体の動向と水田利用

1）農家及び組織経営体の動向と経営面積の変化

大仙市及び C 地区における経営耕地規模別農家数の推移を第 3-1 表に示す。第 1 の特徴は販売農家の減少である。大仙市における販売農家数は 1990 年には 10,987 戸であったが，2010 年には 6,333 戸まで減少（42.3%減）する。特に 2005～10 年の減少農家数は 2,136 戸であり，2000～05 年の減少農家数が 1,055 戸であったことと比較すると 2 倍以上もの減少である。この間に 3～5ha 層以下層が減少することが，販売農家の大幅減少の要因である。第 2 に，他方で経営耕地面積 5ha 以上の農家数が増加している。5ha

第3-1表 大仙市及びC地区における経営耕地規模別農家数の推移

(単位：戸)

		総農家	自給的農家	販売農家	販売農家								
					1ha未満	1～2ha	2～3ha	3～5ha	5ha以上	5～10ha	10～15ha	15ha以上	
大仙市	実数	1990年	12,242	1,255	10,987	3,585	3,518	2,353	1,301	230	…	…	…
		1995年	11,420	1,206	10,214	3,320	3,199	2,063	1,280	352	327	19	6
		2000年	10,620	1,096	9,524	2,975	2,915	1,907	1,261	466	423	30	13
		2005年	9,723	1,254	8,469	2,488	2,651	1,659	1,128	543	479	52	12
		2010年	7,829	1,496	6,333	1,926	1,831	1,117	839	620	514	80	26
	増減数	90-95年	△ 822	△ 49	△ 773	△ 265	△ 319	△ 290	△ 21	122	…	…	…
		95-00年	△ 800	△ 110	△ 690	△ 345	△ 284	△ 156	△ 19	114	96	11	7
		00-05年	△ 897	158	△ 1,055	△ 487	△ 264	△ 248	△ 133	77	56	22	△ 1
		05-10年	△ 1,894	242	△ 2,136	△ 562	△ 820	△ 542	△ 289	77	35	28	14
		C地区	実数	1990年	355	30	325	83	77	90	69	6	…
1995年	329			24	305	74	71	78	75	7	7	-	-
2000年	316			23	293	67	70	72	72	12	12	-	-
2005年	289			28	261	56	58	68	60	19	19	-	-
2010年	204			45	159	63	34	19	28	15	12	3	-
増減数	90-95年		△ 26	△ 6	△ 20	△ 9	△ 6	△ 12	6	1	…	…	…
	95-00年		△ 13	△ 1	△ 12	△ 7	△ 1	△ 6	△ 3	5	5	-	-
	00-05年		△ 27	5	△ 32	△ 11	△ 12	△ 4	△ 12	7	12	-	-
	05-10年		△ 85	17	△ 102	7	△ 24	△ 49	△ 32	△ 4	△ 7	3	-

資料：農業センサス。

注 1) 網掛けは 3ha 以上層で増減数が正の値を示す。

2) 「…」は値が不明であることを示す。

以上層は1990年の230戸から2010年の620戸へ390戸増加(2.7倍)し、さらに15ha以上の農家数は1995年の6戸から2010年の26戸へと増加する。その結果、増減分岐層は1990～95年以降5～10ha層である。しかし第3に、5ha以上の大規模農家の増加数に着目すると、その動きは停滞している。増加農家数の推移を見ると、5～10ha層の増加農家数は2000～05年の96戸を最大にその後縮小し、増加農家数が増大する規模階層は10～15ha層と15ha以上層のみである。以上のように大仙市においては販売農家数が減少し5ha以上の農家数は増加するが、後者の増加数は近年、停滞傾向にあり、10～15ha層以上層の増加のみが進展する。

C地区においても近年の販売農家数の急激な減少は同様である。販売農家数は1990年の325戸から2010年の159戸へ減少(51.1%減)する。特に2005～10年の減少農家数は102戸(39.1%減)であり、2000～05年の32戸(10.9%減)を大きく上回る。他方、大規模層の形成状況は大仙市とはやや異なる。販売農家の最大規模階層は2005年までは5～10ha層であり、2010年に10～15ha層が出現したものの、その数は3戸にとどまる。前述の通り大仙市では1995年時点で既に15ha以上層の農家が存在していたことと比較すると、C地区は大仙市内の他地区と比較して大規模層の形成が進展しなかった地域であると言える。しかし増減分岐層は1990年～95年の3～5ha層から1995～2000年に5～10ha層へと1階層上昇して、大仙市に追いつく。こうして5ha以上の農家は1990年の6戸から2005年には19戸まで増加する。

ところが2010年には5ha以上の農家は15戸となって減少に転じ、しかも2005～2010年には増減分岐層が10～15ha層へ一気に上昇し、10ha未満層がすべて減少するのである。この突然の構造変化の要因は近年設立された集落営農組織の影響であるが、この点についてはすぐ後に明らかにする。

次に組織経営体数の変化を第3-2表に示す。大仙市における組織経営体数は2005年の113事業体から2010年には218事業体へ105事業体増加(48.2%増)する。詳細に見ると、サービス事業体が90事業体から86事業体へ4事業体減少(4.4%減)する一方で、農家以外の農業事業体が23事業体から132事業体へ109事業体増加(5.7倍)する。特に稲を作付した農家以外の農業事業体数が11事業体から107事業体へ96事業体も増加(9.7倍)する。この稲を作付けした農家以外の農業事業体の増加は、米を生産・販売する集落営農組織の増加(82組織)によるものである。

こうした傾向はC地区においても同様に見られる。C地区における組織経営体数が2005年の5事業体から2010年には12事業体へ7事業体増加(2.4倍)し、農家以外の農業事業体が5事業体から21事業体へ16事業体増加(4.2倍)する。注目すべきは、2005年では見られなかった稲を作付けした農家以外の農業事業体が、2010年に11事業体も出現することである。これまで農家以外の農業事業体が一定程度存在しつつも、そのすべてが稲を作付けしていなかったが、この5年間で稲を作付けする農家以外の農業事業体が一挙に出現したのである。米を生産・販売する集落営農組織も1組織から10組織となり、この増加が稲を作付けした農家以外の農業事業体の増加となっている⁽¹⁾。その集落

第3-2表 大仙市及びC地区における組織経営体数の変化

(単位：事業体、組織)

		組織経営体数				農産物を販売する集落営農組織数
		サービス事業体	農家以外の農業事業体(販売目的)		稲を作付けした実組織	
大仙市	2005年	113	90	23	11	24(16)
	2010年	218	86	132	107	117(98)
C地区	2005年	5	-	5	-	1(1)
	2010年	21	9	12	11	11(10)
増減数	大仙市	105	△ 4	109	96	93(82)
	C地区	16	9	7	11	10(9)

資料：農業センサス、集落営農実態調査個票。

- 注 1) 農家以外の農業事業体の値は、販売目的の類別作付の実農業経営体数から実販売農家数を差し引いたものである。
- 2) 「農産物を販売する集落営農組織」とは、「生産物の出荷・販売に係る収支」を一元経理しているものであり、()内はそのうち「水稻・陸稻」に取組む(2005年)あるいは生産・販売する(2010年)ものである。ただし2005年は2006年のデータである。

営農組織に大規模農家も含めて参加したため、販売農家が大幅に減少したのである。

販売農家と農家以外の農業事業体の経営田面積を第3-3表に示す。大仙市における両者を合計した全体の経営田面積(農業経営体の経営田面積)は2005年の16,911haから2010年の17,053haへ大きな変化はない。しかし販売農家の経営田面積は2005年の16,665haから2010年の13,768haへ2,897ha減少(17.1%減)する一方で、農家以外の農業事業体のそれは2005年の246haから2010年の3,285haへ3,039ha増加(13.4倍)する。前者の減少面積と後者の増加面積を比較するとおおむね一致しており、販売農家の経営田が減少し、それがほぼそのまま農家以外の農業事業体に集積されたことが示されている。これは、多くの販売農家が集落営農組織へ参加したことにより、販売農家の経営田が集落営農組織のそれに計上されるようになったためである。他方、集落営農組織に加わった農家では、組織の経営耕地に算入された面積は農家の経営耕地面積から除外される。そのため販売農家の減少した経営耕地面積と農家以外の農業事業体の増加した経営耕地面積がほぼ一致するのである。その結果、大仙市における経営田面積のシェアは、販売農家が98.5%から80.7%へ低下する一方で、農家以外の農業事業体のシェアは1.5%から19.3%へ上昇する。そして集落営農に参加した各販売農家は経営耕地面積の減少に応じて規模階層を下向き、経営耕地面積が30aを切ると農業センサスでは販売農家としても捕捉されなくなるため、2005～2010年に農家以外の農業事業体が増加し、前掲第3-1表に示したように販売農家が大幅に減少したのである。

経営田面積が販売農家から農家以外の農業事業体へ移動する動きは、C地区においてより大きなものとなっている。C地区全体の経営田面積は、2005年の692haから2010年の654haへやや減少する(5.5%減)。その中で販売農家の経営田面積は631haから342ha

第3-3表 大仙市及びC地区における水田利用の動向

(単位：ha, %)

		経営田面積					
		借地 (借地率)	稲作付	稲以外作付	不作付		
大仙市	2005	農業経営体	16,911 (100.0)	2,317 (13.7)	12,542 (100.0)	2,446 (100.0)	1,923
		販売農家	16,665 (98.5)	2,107 (12.6)	12,486 (99.6)	2,258 (92.3)	1,921
		農家以外の農業事業体	246 (1.5)	210 (85.4)	56 (0.4)	188 (7.7)	2
	2010	農業経営体	17,053 (100.0)	5,573 (32.7)	12,506 (100.0)	2,820 (100.0)	1,727
		販売農家	13,768 (80.7)	2,585 (18.8)	10,317 (82.5)	1,968 (69.8)	1,483
		農家以外の農業事業体	3,285 (19.3)	2,988 (91.0)	2,189 (17.5)	852 (30.2)	244
C地区	2005	農業経営体	692 (100.0)	126 (18.2)	475 (100.0)	188 (100.0)	29
		販売農家	631 (91.2)	65 (10.3)	475 (100.0)	127 (67.6)	29
		農家以外の農業事業体	61 (8.8)	61 (100.0)	0 (0.0)	61 (32.4)	0
	2010	農業経営体	654 (100.0)	361 (55.2)	456 (100.0)	184 (100.0)	14
		販売農家	342 (52.3)	51 (14.9)	234 (51.3)	97 (52.7)	11
		農家以外の農業事業体	312 (47.7)	310 (99.4)	222 (48.7)	87 (47.3)	3
増減数	大仙市	農業経営体	142	3,256	△ 36	374	△ 196
		販売農家	△ 2,897	478	△ 2,169	△ 290	△ 438
		農家以外の農業事業体	3,039	2,778	2,133	664	242
	C地区	農業経営体	△ 38	235	△ 19	△ 4	△ 15
		販売農家	△ 289	△ 14	△ 241	△ 30	△ 18
		農家以外の農業事業体	251	249	222	26	3

資料：農業センサス。

注 1) 農家以外の農業事業体の面積は、農業経営体の面積から販売農家の面積を差し引いた値である。

2) 経営田面積の()内はシェアを示す。

へ289ha(45.8%)減少する一方で、農家以外の農業事業体のそれは61haから312haへ251ha(5.1倍)増加する。その結果、C地区における経営田面積のシェアは、販売農家が91.2%から52.3%へ大幅に低下する一方で、農家以外の農業事業体が8.8%から47.7%へ大きく上昇する。先述したように稲を作付けした農家以外の農業事業体が多数出現し、そこに販売農家の経営田が集積されたことによって、農家以外の農業事業体の経営田面積シェアは地区田面積のほぼ半分にまで及んでいるのである。具体的には米を販売する集落営農組織の多数出現であり、それらに大規模農家も含めて参加したことから大きなシェアの変化が生じたのである。

以上のように大仙市及びC地区は販売農家の経営田が農家以外の農業事業体へ大きく移動したが、この移動した経営田は農家以外の農業事業体の借入地⁽²⁾となるため、2005～2010年の5年間で借地田面積が急増する。大仙市における農業経営体の借地田面積は2,317haから5,573haへ3,256haの増加(2.5倍)する。増加した借地田面積のうち販売農家のそれは478haであるのに対して、農家以外の農業事業体のそれは2,778haである。販売農家の借地面積も増加するが、農家以外の農業事業体の借地面積の増加が極めて大きい。こうして農業経営体の借地田面積が急増したため農業経営体の借地率は2005年の13.7%から2010年の32.7%へ上昇し、約3分の1の農地が流動化していることになる。

さらにC地区では大仙市よりも農地の流動化が激しく進展している。C地区における農業経営体の借地田面積は2005年の126haから2010年の362haへ235ha増加(2.9

倍)する。この増加した借地田面積のうち販売農家のそれは14ha減少する一方で、農家以外の農業事業体のそれは249ha増加する。なお、販売農家の借地面積が減少した要因は、借地のある販売農家が集落営農組織に参加したことによるものと考えられる。こうして農業経営体の借地率は18.2%から55.2%へ上昇し、地区内の過半の農地が流動化している。先述したようにC地区では2005年から2010年に農家以外の農業事業体の経営田面積が大幅に増加しており、農業経営体の借地率の高さはこれを反映している。これまで離農農地は大規模個別経営へ集積されることによって農地の流動化は着実に進展してきたが、この5年間で設立された農家以外の農業事業体への急激な農地集積によって地区全体の農地流動化が統計上大きく進展していることになる。この流動化の実態は事例分析で明らかになる。

2) 水田利用の変化

農家及び農家以外の農業事業体における水田の作付面積の変化を見る。前掲第3-3表によると、大仙市における稲の作付面積(加工用・飼料用米等を含む)は2005年の12,542haから2010年の12,506haへ大きな変化はない。しかし販売農家のそれが12,486haから10,317haへ2,169ha減少(17.4%減)する一方で、農家以外の農業事業体が56haから2,189haへ2,133ha増加(39.1倍)する。ここでも両者の増減面積がほぼ一致する。稲の作付面積でも農家の減少分を農家以外の農業事業体が増加させているのである。先に集落営農組織への農家の参加により、経営田面積が農家から農家以外の農業事業体へ移動したことを指摘したが、稲の作付面積でも同様のことが生じている。その結果、稲の作付面積シェアは、販売農家が99.6%から82.5%へ低下する一方、農家以外の農業事業体が0.4%から17.5%へ上昇する。先述したように稲を作付けした農家以外の農業事業体が11事業体から107事業体へ急激に増加したことを一大要因として、この稲作付面積の増加が示されている。

他方、稲以外の作付面積は2005年の2,446haから2010年の2,820haへ374ha増加(15.3%増)する。販売農家のそれが2,258haから1,968haへ290ha減少(12.8%減)する一方で、農家以外の農業事業体のそれが188haから852haへ664haと大幅に増加(4.5倍)するからである。稲以外の作付面積の増加は不作付面積の減少を伴っており、農家以外の農業事業体に転作が集積されるとともに、不作付地に作付が行われるようになったことが読み取れる。この点については後にさらに分析する。なお、不作付地全体が減少する中で、販売農家のそれが大幅に減少し、農家以外の農業事業体のそれが増加することから、不作付地も含めて集落営農組織へ集積されている。ただしこのことは、集落営農組織の意志で不作付としていることを示すものではなく、後述するような枝番管理型組織に参加した構成員が自分の意志で不作付での転作対応を行っているものと考えられる。

C地区における稲の作付面積も2005年の475haから2010年の456haへ、大きな変化はない。しかし、販売農家の稲の作付面積が475haから234haへ241ha減少(50.7%

減)する一方で、農家以外の農業事業体のそれは0haから222haへ急激に増加する。その結果、稲の作付面積シェアは、販売農家が100%から51.3%へ大幅に低下する一方で、農家以外の農業事業体では0%から48.7%へ急上昇する。先述した稲を作付けした農家以外の農業事業体が一挙に11事業体出現した結果がこうした稲作付面積の増加である。

他方、稲以外の作付面積はC地区全体で2005年の188haから2010年の184haへ大きな変化はないが、販売農家は127haから97haへ30ha減少し(23.6%減)、農家以外の農業事業体は61haから87haへ26ha増加(42.6%増)する。C地区では稲の作付面積と同様に、稲以外の作付面積についても販売農家の減少分を農家以外の農業事業体が増加させている。このことから販売農家の転作が農家以外の農業事業体に集積されるとともに、大仙市全体と同様に不作付地からの転換が大きく、このことは後に実態調査から明らかにする。稲以外の作付面積シェアは、販売農家では67.6%から52.7%へ低下し、農家以外の農業事業体では32.4%から47.3%へ上昇する。こうして地区における稲以外の作付面積の約半分に相当する面積を農家以外の農業事業体が集積する結果となっている。

さらに稲以外の作付作物の具体的な内容について検討するため、第3-4表に「販売目的」の主な作付面積を示す。大仙市における2005年と2010年の作付面積を比較すると、販売農家では、豆類が525haから710haへ185ha増加(35.2%増)し、野菜類も258haから373haへ115ha増加(44.6%増)する。一方、農家以外の農業事業体では豆類が147ha

第3-4表 C地区における稲以外の「販売」目的の作付面積の推移

(単位: ha, %)

		豆類	野菜類	
大仙市	2005	農業経営体	672 (100.0)	288 (100.0)
		販売農家	525 (78.1)	258 (89.6)
		農家以外の農業事業体	147 (21.9)	30 (10.4)
	2010	農業経営体	1,374 (100.0)	466 (100.0)
		販売農家	710 (51.7)	373 (80.0)
		農家以外の農業事業体	664 (48.3)	93 (20.0)
C地区	2005	農業経営体	69 (100.0)	27 (100.0)
		販売農家	20 (29.0)	20 (41.7)
		農家以外の農業事業体	49 (71.0)	7 (58.3)
	2010	農業経営体	98 (100.0)	22 (100.0)
		販売農家	20 (20.4)	18 (81.7)
		農家以外の農業事業体	78 (79.6)	4 (18.3)
増減数	大仙市	農業経営体	702 (0.0)	178 (0.0)
		販売農家	185 (△26.5)	115 (△9.5)
		農家以外の農業事業体	517 (26.5)	63 (9.5)
	C地区	農業経営体	29 (0.0)	△5 (0.0)
		販売農家	0 (△8.6)	△2 (40.1)
		農家以外の農業事業体	29 (8.6)	△3 (△40.1)

資料: 農業センサス.

から 664ha へ 517ha 増加（4.5 倍）し、野菜類も 30ha から 93ha へ 63ha 増加（3.1 倍）する。販売農家と農家以外の農業事業体ともに豆類、野菜類の面積が増加するが、とりわけ農家以外の農業事業体では豆類面積が 517ha と著しく増加する。そのため大仙市全体では豆類面積が 672ha から 1374ha へ 702ha の増加（2.0 倍）である。先に農家以外の農業事業体は不作付からの転換を含めて稲以外の作付面積を 664ha 増加させたことを見たが、それはこの豆類の増加が大きな要因である。不作付田や他の作物（多くは飼料作物）に替わって大豆が新たに作付られたことが示されていると考える。

C 地区における 2005 年と 2010 年の作付面積を比較すると販売農家では、豆類が両年ともに 20ha で変化がなく、野菜類も 20ha から 18ha へ大きな変化はない。一方、農家以外の農業事業体では豆類が 49ha から 78ha へ 29ha 増加（59.2%増）する。そのため地区全体で豆類の作付面積は 69ha から 98ha へ 29ha 増加（42.0%増）する。前述した通り、農家以外の農業事業体は稲以外の作付面積を増加させるが、その内容は豆類の作付面積の増加である。

以上のように、大仙市では稲を作付けする農家以外の農業事業体が急増し、農家の経営田面積が農家以外の農業事業体へ集積され、稲作、稲以外ともに農家以外の農業事業体の作付面積が増加しつつ、不作付や飼料作から豆類への転換が行われている。こうした動きのほとんどは集落営農組織の設立によるものであり、集落営農組織に多数の農家が参加することによって、集落営農組織が稲作と転作を集積しているのである。大仙市ではこれまで個別農家が中心の農業構造であったが、個別農家とともに集落営農組織が地域農業の担い手となっているように統計分析からはうかがえる。こうした傾向は C 地区において特に顕著に表れ、水田経営の約半分が集落営農組織に集積されている。その急増した集落営農組織における営農の実態がどのようなものであるかは後に組織の事例調査から詳しく検討したい。

2. 個別経営と規模拡大意向

（1）調査経営における経営内容

1) 経営概要

C 地区においてヒアリング調査を行った 17 経営の経営概要を経営田面積別に整理したものが第 3-5 表である。

調査経営のうち a と q は法人であるが、これらのうち a は 2 戸による法人であるので、統計上は農家以外の農業事業体として捕捉され、q は 1 戸 1 法人であるため農家として捕捉されていると見られる。ただし a は 2 戸の法人経営であるが、1 戸は大豆や枝豆の畑作部門を、他地区在住のもう 1 戸は稲作部門を、それぞれ別に作業しそれぞれが独立採算しつつ、会計を一元化し、しかも 2011 年度末に稲作部門を担当する世帯が法人から離脱

第3-5表 個別経営の経営概要

農家 番号	集落	組織 加入	経営田面積(ha)		主な生産物
				借地率(%)	
a*	⑭	×	14.9	100.0	枝豆7.3ha, 大豆2.1ha, 稲作2.6ha, ハウス野菜
b	⑫	—	8.2	49.2	稲作5.5ha, 大豆90a, 繁殖めす牛4頭
c	⑦	—	7.8	40.6	稲作7.0ha, ハウス野菜10a
d	③	—	7.8	—	稲作7.8ha (うち種子米4.0ha)
e	③	—	7.5	44.1	稲作6.0ha, そらまめ・ねぎ72a
f	⑨	◎	7.3	57.5	稲作4.3ha, 大豆2.5ha, 野菜
g	④	—	7.1	21.1	稲作5.4ha, 大豆90a, 繁殖めす牛2頭
h	⑬	—	6.2	45.7	稲作6.0ha, 民宿用野菜30a
i	⑧	△	6.0	61.7	稲作5.6ha
j	⑥	◎	5.9	20.3	稲作4.0ha, 大豆1.5ha, アスパラ40a
k	⑬	△	5.6	26.8	稲作5.1ha, 繁殖めす牛5頭
l	⑩	○	5.0	44.0	稲作4.3ha, 枝豆66a
m	⑪	—	4.5	80.0	稲作4.1ha, 枝豆15a, ねぎ45坪, 繁殖めす牛1頭
n	③	—	4.5	—	稲作4.3ha, 野菜直売29a
o	④	—	3.5	—	稲作2.2ha, 切り花1.0ha
p	③	—	3.4	4.1	稲作2.4ha (うち種子米2.0ha)
q*	⑥	×	3.0	94.1	枝豆1.4ha, 稲作1.7ha

資料：農林水産政策研究所調べ。

注 1) 農家番号の「*」は法人経営を示す。aは2戸による共同経営、qは1戸1法人である。

2) 組織加入の「◎」は集落営農組織に加入していること、「×」は集落に組織があるが加入していないこと、「○」は集落営農組織解散後に再編・設立された組織に加入していること、「△」は既に解散したが集落営農組織に加入していたこと、「—」は集落内に集落営農組織が存在しないことをそれぞれ示す。

する予定である。そのため同表には a の稲作面積を表示しているが、以下の既述では畑作を担当する 1 戸の農家についてのみに言及する。したがって以下に述べる対象経営はすべて農家である。

経営田面積 5ha 以上の農家は 12 戸（2005 年農業センサスにおける経営耕地面積 5ha 以上の農家数は 19 戸）、3～5ha は 5 戸（同 40 戸）であり、C 地区内における 5ha 以上の農家の 3 分の 2 を調査している。

5ha 以上の 12 戸について借地率を見ると、50%以上が 3 戸、20～50%が 8 戸、借地のないものが 1 戸である。同様に 3～5ha の 5 戸の借地率を見ると、なしが 2 戸、4%が 1 戸あるものの、m と g の借地率はそれぞれ 80%と 94%である。こうして 3ha 以上農家では、自作地拡大ではなく借地展開する農家が規模に関わらず広範に存在している。

第 1 章でも示したように、C 地区には集落営農組織が集落単位で設立され、一部解散・再編されているが、表示するように集落内に集落営農組織が設立された集落の農家は大規模農家であってもすべてそれら組織に加入しており、非加入は法人の 2 戸のみである。前掲第 3-1 表で 2005～10 年に C 地区で 5～10ha 層の農家が減少したのは、こうした大規模農家の集落営農参加であり、C 地区における 5ha 以上農家の減少はこういう事実を反映している。なお、集落営農参加農家の経営田のうち集落営農組織の経営田にカウントされる部分は、統計上は農家の経営田として補足されないのではあるが、同表では農家

の経営田として表示してある。

主な農産物を見ると、「稲作のみ」の農家は1戸(i)だけで、他は複合経営が多い。調査事例では稲以外に枝豆、ハウス野菜、そらまめ、ねぎ、アスパラ等を生産する「稲作+野菜作」経営が10戸(a, c, e, f, h, j, l, m, n, q)、繁殖めす牛を飼養する「稲作+繁殖」経営が3戸(b, g, k,)、りんどうを生産する「稲作+花卉」経営が1戸(o)ある。また、あきたこまちの種子を供給する「種子米生産」経営が2戸(d, p)ある。

こうした複合経営は3～5haの中規模経営に集中しているわけではなく、5ha以上の農家でも稲作以外の部門が広く取り組まれている。C地区では従来からの農協の指導によって複合化が取り組まれてきた。この点では水稲単作地帯である秋田県や大仙市にあって、かなり特異な地域である。こうしてC地区では上層農家の面積拡大という外延的規模拡大の動きのみではなく、野菜作を中心とする労働集約的部門を経営内に取り込んだ複合部門の充実による内包的な展開が図られ、それがファームサイズでの大規模層形成が進展しなかった背景である。

2) 家族労働力構成

家族労働力の農業従事状況を第3-6表に示す。調査17戸中で世帯主(男子)が農業専従する農家が14戸、世帯主の妻が農業専従する農家が8戸である。後継者世代が農業専従する農家は皆無であるが、他産業従事しながら農業従事する農家は12戸である。こう

第3-6表 個別経営の家族労働力

農家番号	集落	経営田面積(ha)	世帯主世代	後継者世代		親世代等
					同居/他出	
a	⑭	14.9	63専 - 62兼	娘(39)が別にハウス野菜生産	他出	従業員1名
b	⑫	8.2	51兼 - 47兼	22兼 -, -19無	同居	77専-
c	⑦	7.8	58専 - 53専	20代無 -	他出	-80無
d	③	7.8	81専 -	56兼 - 50兼	同居	
e	③	7.5	62専 - 61専	38兼 -	同居	-82無
f	⑨	7.3	63専 - 60専	35兼 -	同居	85無-
g	④	7.1	78専 - 74無	47兼 - 46無	同居	
h	⑬	6.2	25兼 - 27専	-	-	62兼-
i	⑧	6.0	63専 - 61専	37兼 - 娘無	他出	
j	⑥	5.9	64専 - 61専	36兼 - 38無	同居	
k	⑬	5.6	62専 - 56兼	34兼 - ?	他出	86専-82専
l	⑩	5.0	63兼 - 61兼	38兼 - 37兼	同居	
m	⑪	4.5	61専 - 60専	35兼 - 28兼	同居	
n	③	4.5	75専 - 71専	50兼 - 44兼	同居	
o	④	3.5	52専 - 48専	27兼-, -24兼-	同居	
p	③	3.4	61専 - 61専	36兼 - 38無	同居	
q	⑥	3.0	44専 - 42無	小学生	同居	70無-

資料：農林水産政策研究所調べ。

注 1) 農家番号は第3-5表を参照。

2) 就農状況は、「-」の左側が男性、右側が女性であり、数字が年齢を示す。また、「専」は農業専従、「兼」は他産業主農業従、「無」は農業従事がないことを示す。

して世帯主夫婦が農業専従し、他産業に従事する農業後継者が農業を手伝う労働力構成の農家が多い。こうした労働力構成に該当する農家は7ha以上層では7戸中6戸、5～7ha層では5戸中4戸、3～5ha層ではすべて(5戸)であり、調査対象の3ha以上の農家では経営面積規模に関わらず広範に存在している。

農業専従する世帯主(男子)の年齢層を見ると、20代が1戸、40代が1戸、50代3戸、60代前半が10戸、70代以上が3戸であり、とりわけ60代前半の世帯主が多く存在している。また、他産業従事しながら農業従事する後継者世代(男子)の年齢を見ると、20代が2戸、30代が8戸、40代が1戸、50代が1戸であり、30代に多く集中する。農業専従する世帯主の多くが60代前半で、かつ後継者世代は30代である農家が多く、家族労働力構成は比較的若い世代で構成されている。

3) 稲作機械の所有状況

主要な稲作機械の所有状況を第3-7表に示す。トラクタを個別に所有する農家が17戸中15戸とほとんどであるが、共同所有する農家が2戸(f, q)ある。その一方で田植機とコンバインの所有状況はトラクタのそれとは異なり、共同所有が多くある。経営田面積7ha以上層では個別に所有し、7ha未満層では農家複数戸で共同所有する傾向が見られる。後者のうち、田植機では7戸が、コンバインでは4戸が、複数戸で共同所有している。

こうした共同所有には2つのタイプがある。1つは相手が血縁者、知人や種子米生産組合による共同所有である。例えばkは田植機を車で30分の距離にある他地区の親戚と2戸で共同所有し、qは同じ⑥集落内の農家とトラクタ、田植機、コンバインの機械1セット

第3-7表 個別経営の稲作機械所有状況

農家番号	集落	経営面積(ha)	トラクタ	田植機	コンバイン
a	⑭	14.9	3台	—	—
b	⑫	8.2	2台	8条植×2	4条刈
c	⑦	7.8	4台	6条植	4条刈
d	③	7.8	1台	8条植	4条刈, 6条刈
e	③	7.5	1台	6条植	4条刈
f	⑨	7.3	3戸共有	6条植	3戸共有
g	④	7.1	1台	14戸共有	3条刈
h	⑬	6.2	2台	8条植	4条刈
i	⑧	6.0	1台	6条植	4条刈
j	⑥	5.9	1台	2戸共有	3条刈
k	⑬	5.6	2台	2戸共有	3条刈
l	⑩	5.0	1台	5戸共有	5戸共有
m	⑪	4.5	1台	6条植	3条刈
n	③	4.5	1台	2戸共有	3条刈
o	④	3.5	2台	14戸共有	3条刈
p	③	3.4	2台	11戸共有	5戸共有
q	⑥	3.0	2戸共有	2戸共有	2戸共有

資料：農林水産政策研究所調べ。

注．網掛けは共有している機械を示す。

トを2戸で共同所有している。共同所有のもう1つのタイプはg, o, pのように14戸や11戸と多数の農家で田植機を共同所有するものである。当地ではかつての秋田県集落農場化事業で共同育苗や機械共有が広範に行われ、その後解体した組織もあるが、共同育苗や機械共有・個別利用の集落がある⁽³⁾。同事業による機械共有の多くは今は存続していないが、そこでの共有の経験が現在でも少数農家による機械の共同所有の多さとなって現れていると考えられる。

このように7ha以上では個別経営毎に機械を所有する農家が多いが、7ha以下の個別経営では農業機械の共同所有を通じて、機械投資の負担を軽減している。

(2) 規模拡大意向

調査農家の規模拡大意向を第3-8表に示す。まず7ha以上層で面積規模の拡大意向を持つ農家はb, eが7ha, fが3ha, gが1haであり、他の3戸は明確な面積拡大の意向がない。

bは集落内で離農することが見込まれている農家の農地が7haあり、この離農農地を集積する意向を持っている。なお農地の拡大に伴って拡大する転作は大豆を作付けし後述する①法人へ作業委託する予定である。eも同様に7haの規模拡大意向がある。現在の稲作作業を受託している農地（全作業0.9ha, 収穫及び乾燥調製作業2.8ha）が今後、委託者の高齢化による農業リタイアに伴って作業受委託から賃貸借に移行すると考えており、こうした作業委託者の離農農地を中心に集積する意向である。fは、当面の間は経営規模

第3-8表 個別経営の規模拡大意向

農家番号	集落	組織加入	経営田面積 (ha)	規模拡大意向
a	⑭	×	14.9	野菜特化
b	⑫	—	8.2	15.8ha (+ 7ha)
c	⑦	—	7.8	現状維持
d	③	—	7.8	後継者次第
e	③	—	7.5	14.5haまで拡大 (+ 7ha)
f	⑨	◎	7.3	10.3haまで拡大 (+ 3ha)
g	④	—	7.1	8.1haまで拡大 (+ 1ha)
h	⑬	—	6.2	現状維持
i	⑧	△	6.0	後継者次第
j	⑥	◎	5.9	6.9haまで拡大 (+ 1ha)
k	⑬	△	5.6	現状維持
l	⑩	○	5.0	後継者次第
m	⑪	—	4.5	後継者次第
n	③	—	4.5	5.5haまで拡大 (+ 1ha)
o	④	—	3.5	規模縮小
p	③	—	3.4	5.5haまで拡大 (+ 2ha)
q	⑥	×	3.0	5haまで拡大 (+ 2ha)

資料：農林水産政策研究所調べ。

注 1) 組織加入の有無は前掲第3-5表の注2を参照。

注 2) 網掛けは規模拡大意向を有数する経営を示している。

を10haまで拡大することを目標とし、現状から3haの規模拡大意向を持つ。gは、農業専従者が高齢の経営主（78歳）であり、後継者が定年後に本格的に農業従事するまでは面積拡大できないものの、それまでに1haの規模拡大が可能であると考えている。加えて規模拡大の方法は借地ではなく、農地購入を考えている（現在の経営面積4.5haはすべて自作地である）ことも規模拡大意向面積が少ない理由であると考えられる。

7ha以上層の中で明確な面積拡大の意向がない農家は3戸である。aは、大豆作を縮小し枝豆に特化する予定であるため面的拡大の意向がない⁽⁴⁾。cは、経営主が若い（58歳）が後継者（20代）が茨城県に他出しているため、後継者が退職し経営継承するまでは夫婦農業専従の労働力で可能な現行の経営規模を維持する考えである。dは、現在は世帯主（81歳）が農業専従し、後継者（56歳）はJAに勤務しているため、後継者が退職し経営継承するまでは規模拡大は困難な状況である。

次に7ha未満層における規模拡大意向を見ると、規模拡大意向を有するものはj, n, p, qの4戸である。jは、稲作以外にアスパラを40aを作付けし、大豆154aを集落営農組織に任せている（大豆の作業は後述するように①法人が受託している）。アスパラ作業の制約もあり、規模拡大意向面積は1haである。世帯主（75歳）と妻（71歳）が農業専従するnは、後継者が郵便局に勤務しており、後継者が他産業従事の間は規模拡大せず、追加的に1haの拡大を考えている。なお規模拡大は借地ではなく農地購入で進める意向である（現経営面積の4.5haはすべて自作地で自作地拡大志向である）。pは、利用する稲作機械で水稻4haまで耕作可能であるため、追加的に2haの規模拡大をしたいと考えている。qは、2ha程度の規模拡大意向を有し、枝豆やキャベツの作付けを増やす意向である。7ha未満の他の農家は規模拡大の意向がなく、現状維持あるいは後継者が経営継承し拡大意向があるなら拡大するというものであり、消極的である。

以上のように調査対象の3ha以上の農家での規模拡大意向は、7ha以上では15ha規模までの規模拡大意向があり、3～7ha層では1～2haの追加的な規模拡大意向があり、規模階層で規模拡大意向に相違がある。

（3）規模拡大意向の検討

次に規模拡大意向に関する事例調査結果と第2章で行った統計分析結果とを比較すると以下ようになる。

調査対象稲作経営では、水田面積3～7ha層で追加的に1～2haの規模拡大の意向、7ha以上層で15ha規模までの拡大意向が見られる。3～7ha層では追加的な拡大、7ha以上層での中型機械化体系での上限規模までの面積拡大といった階層間での意向の差がある。

両階層の機械所有水準は、3～7ha層は機械を共同所有する農家が多く、7ha以上層は機械を個別所有する農家が多い、という相違があるが、7ha以上層で機械を共同所有しつ

つ規模拡大意向を有する農家もあり、機械の所有形態から規模拡大意向の相違を説明することは困難である。また、両階層の農業労働力構成も規模に関わらず世帯主夫婦が専従する傾向が強く、このことから規模拡大意向の相違を説明することも困難である。

他方、第 2 章で行った統計分析による規模拡大意向についての推定では、米生産費調査分析から稲作付面積 2 ～ 3ha 層以上層で稲作余剰が形成されることより規模拡大意欲が生じうる条件があり、同 5 ～ 7ha 層以上層で農業経営統計調査分析から農業所得がおおむね家計費を充足することより規模拡大意欲が強くなり醸成される可能性があるということであった。稲作付規模を C 地区の稲作付面積率 70 %⁽⁵⁾ で水田面積に換算すると、稲作付面積「2 ～ 3ha」は水田面積「2.9 ～ 4.3ha」となり、およそ水田面積「3 ～ 4ha」に相当する。また稲作付面積「5 ～ 7ha」は水田面積「7.2 ～ 10.0ha」となり、およそ水田面積「7 ～ 10ha」に相当する。すなわち水田面積 3 ～ 4ha 層以上層で規模拡大意欲が生じる可能性があり、水田面積 7 ～ 10ha 層以上層で強い規模拡大意欲が醸成される可能性があると考えられる。こうして調査対象経営のうち 3 ～ 7ha 層で追加的な規模拡大意欲があり、7ha 以上層で 15ha までの規模拡大意欲があることは統計分析が示す経済環境によって説明できると考える。

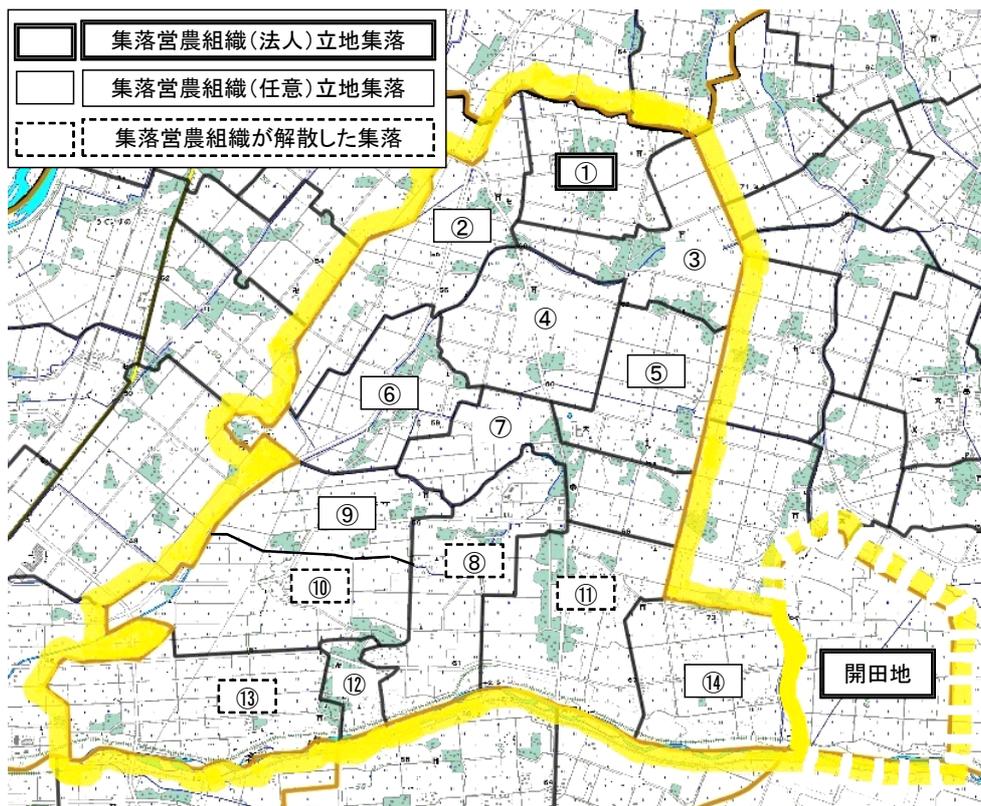
3. 集落営農組織の類型化とその変化

(1) 調査事例の組織類型

C 地区における集落と集落営農組織の設立状況を第 3-2 図に示す。黄色の線が C 地区の境界であり、番号は集落を示す。第 1 章 4. で指摘したように⑨、⑩集落は別の集落として図示してある。「開田地」と記した部分は戦後開拓の入植地である。同地は、農業センサス上は⑭集落の農地に属しているが、居住者はおらず、他集落からの入り作地であって、⑭集落の住民は自集落の土地と認識していないことから、C 地区の農地から除外する。

2005 年以降、C 地区の 14 集落のうち 10 集落で集落営農組織が設立された。同図で示すように、設立された集落営農組織のうち法人化した組織が 1 (①集落)、任意組織として存続している組織が 5 (②, ⑤, ⑥, ⑨, ⑭の各集落)、設立されたが解散した集落営農組織が 4 (⑧, ⑩, ⑪, ⑬の各集落) がある。これら組織と集落との関係は第 1 章 4. に示した通りである。

集落営農組織の概要を第 3-9 表に示す。表の「経営」田面積は、組織として共同販売経営を行っている面積であり、水田経営所得安定対策や戸別所得補償制度等への加入面積である。各組織の「経営」田面積を合計すると 285ha となり、これは農業センサスで把握された農家以外の農業事業体の経営耕地面積と整合的である⁽⁶⁾。そしてこの面積は地区の経営田面積 654ha の 43.6% (A 法人の特定作業受託面積 39ha を含めると 49.5%) を占めている。組織の作付作物は稲作、大豆作が中心である。なお、ブロック・ローテーションによる団地化をしている集落は①集落と⑨集落のみであり、他の集落では各構成員によるバラ転である。



第3-2図 調査地区における集落営農組織の存続状況

資料：2005年センサス集落地図，農林水産政策研究所調べ。

第3-9表 集落営農組織の経営概要

組織名	単位	(農)①法人	⑨組織	②組織	⑥組織	⑭組織	⑤組織	⑩組織	⑬組織	⑧組織	⑪組織	
設立年	—	2005	2006	2007	2007	2006	2006	2006	2007	2007	2007	
解散年	—	—	—	—	—	—	—	2012	2010	2011	2012	
立地集落	—	①	⑨	②	⑥	⑭	⑤	⑩	⑬	⑧	⑪	
農家数	戸	22	16	20	21	9	10	19	12	9	11	
構成員数	戸	19	17	14	17	7	10	12	9	9	11	
うち4ha以上	戸	—	2	0	4	0	3	2	0	2	5	
「経営」面積	ha	45	43	22	39	16	22	30	20	21	27	
特定作業受託面積	ha	39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
作業実施面積	ha	84	15	8	8	—	—	3	18	—	—	
組織による実施率	%	100	35	36	21	0	0	10	90	0	0	
作付面積	水稻	ha	30	26	13	28	11	22	23	18	20	27
	大豆	ha	52	15	8	8	4	—	5	0.8	0.7	0.7
	その他	ha	野菜他1.2	飼料0.4	WCS1	枝豆0.3	—	—	枝豆3	野菜他1.2	—	—
組織有	トラクタ	台	6	—	—	—	—	—	—	—	—	
	田植機	台	2	—	—	—	—	—	(2)	—	—	
	コンバイン	台	3	—	—	—	—	—	(1)	—	—	
	大豆コンバイン	台	5	1+管理機	管理機のみ	管理機のみ	—	—	脱莢機のみ	—	—	
有償オペレータ	人	7	2	3	5	0	0	2	7	0	0	
販売代金プール	—	全て	大豆	大豆	大豆	なし	なし	枝豆	なし	なし	なし	
組織のタイプ	—	VII	III→IV	III→IV	III→IV	III	III	IV	V	III	III	
経営の方向	—	—	大豆作業の取り組み			—	—	解散後、再編		解散		

資料：農林水産政策研究所調べ。

注 1) 「経営」面積とは、戸別所得補償制度への加入面積であり、存続組織は調査時、解散組織は解散時のものである。

- 2) 作業実施面積とは、組織として取り組んだ作業の面積である。
- 3) 組織による実施率とは、作業実施面積を「経営」面積で除した値である。
- 4) 機械台数の()は、組織の母体となった受託組織の所有台数である。
- 5) 網掛け(ゴシック体)は、組織が実施した作付内容を示している。

次に集落営農組織の営農実態を、機械の所有状況、有償オペレータの確保状況、収益の精算方法から検討する⁽⁷⁾。機械の所有状況は次の通りである。①法人はトラクタ、田植機、コンバイン、大豆コンバイン、⑨組織は大豆コンバイン、②組織と⑥組織は管理機、⑩組織は枝豆脱莢機をそれぞれ所有し、それ以外の組織では組織として農業機械を所有していない。

有償オペレータは、機械を所有する組織（①法人、⑨組織、②組織、⑥組織、⑩組織）と機械を持ち込んで作業する⑬組織にいる。⑬組織では、機械を持ち込んで実施する作業に機械借上料を含めた賃金が支払われている。こうした有償オペレータが実施する作業は「共同」の作業の実態があり、組織として実施する営農の実体がある部分である。それが表の網掛け部分である。転作のみが共同作業である組織が⑨組織、②組織、⑥組織、⑩組織であり、⑩組織は枝豆の生産、それ以外の組織は大豆を生産している。

しかしこれらの組織でも①法人以外は稲作作業は構成員が自己所有（共同所有含む）する機械で「個別」に作業している。⑬組織では主食用米で共同作業しているが、同組織は集落営農組織の母体となった作業受託組織が所有する機械を利用して作業している。主食用米と転作の両方を共同で作業する組織は①法人である。残りの⑭組織、⑤組織、⑧組織、⑪組織は主食用米と転作の両方を構成員が「個別」に作業している。

収益の精算は、①法人のみが主食用米、転作作物ともに「面積割」で精算し、⑨組織、②組織、⑥組織、⑩組織は転作作物のみ「面積割」で精算し、主食用米は「生産量割」で精算する「枝番管理」である。そして残りの組織は主食用米、転作作物ともに「生産量割」で精算している。

これらの組織を前掲第 2-5 表で示した類型区分に当てはめると以下ようになる。①法人は稲作、転作ともに作業が「共同」で収益を「面積割」で精算しており、Ⅶのタイプである。他方、⑨組織、②組織、⑥組織、⑩組織は、大豆や枝豆の転作作物を「共同」で作業し収益を「面積割」で精算しているが、主食用米は農家所有の機械で「個別」で作業し収益を「生産量割」しているため、タイプⅣの組織である。⑬組織は主食用米は「共同」で作業し収益を「生産量割」し、転作は「個別」で作業し収益を「生産量割」しているためⅤのタイプの組織である。残りの⑭組織、⑤組織、⑧組織、⑪組織は主食用米、転作ともに作業が「個別」で収益を「生産量割」で精算しているため、Ⅲのタイプの組織である。

つまり、主食用米、転作ともに組織としての営農の実体のない組織（タイプⅢ）が 4 組織、組織の実体が転作の共同作業を行う組織（タイプⅣ）が 4 組織、主食用米のみ共同作業を行う組織（タイプⅤ）が 1 組織、主食用米と転作で共同作業と面積割で協業経営する組織（タイプⅦ）が 1 組織である。

（２）集落営農組織の変化

１）農事組合法人①法人

①法人は当地区で唯一の共同経営を行う集落営農組織である⁽⁸⁾。1974年に秋田県集落農場

化事業によって水稻育苗の共同作業組織が設立され、1981年にオペレータ制による水稻の共同作業に取り組み、2005年に新たに①法人が設立された。組織には19戸の農家が参加し^⑨、オペレータは役員3人、組合構成員1人、役員の子弟3人の計7人である。主な経営内容は、稲作30ha（うち加工用米5ha、直播栽培5ha）、大豆作52ha（うち他集落からの特定作業受託39ha^⑩）、りんどう、レタス、アスパラガスの苗などの野菜作1.2ha^⑪である。また、他集落の集落営農組織等からの大豆の収穫作業受託が56ha^⑫ある。加えて道の駅でレストランを経営し、法人で生産した米、レタスなどの農産物の一部をそこで利用している。水田の地代は10a当たり9千円～2万円であり、管理作業は水管理、畦畔管理ともに地権者が実施しており、水管理は4,000円/10a、畦畔管理は3,000円/10aをそれぞれ地権者に支払っている。

この①法人は後述するように、地区内の集落営農組織などの大豆作の大部分の作業を受託している。新設された集落営農組織が大豆を生産するようになったため、①法人の大豆の作業受託面積が増大し、それが地区内の集落営農組織存続上で大きな役割を果たしている。

2) 存続している集落営農組織

①法人以外の集落営農組織はいわゆる枝番管理型組織であり、それらのうち2012年4月に存続している組織は⑨、②、⑥、⑭、⑮の5組織である。これら組織は、設立当初はすべてタイプⅢの組織（狭義の枝番管理型組織）であったが、それらのうち⑨、②、⑥の3組織はタイプⅣの組織（転作共同作業組織）へ変化している。他方、⑭組織は肉牛繁殖農家が集落内の牧草転作作業を実施する耕畜連携を目的とした組織であり、⑮組織は組織としての営農活動はいまだ見られない。

⑨、②、⑥の3組織は前述のように組織として大豆を作付けしている。注目したいのは、これら大豆作は組織設立前から集落内で作付られていたのではなくて、組織設立後に導入されている点である^⑬。したがって、これら組織は大豆の過去実績に基づく交付金、いわゆる「緑ゲタ」（約2万円/10a）は得ていなかった。緑ゲタが無いなかで大豆作を新規に導入しえた条件は誘導的な産地づくり交付金である。当時、水田経営所得安定対策へ加入する集落営農組織には最高7.5万円/10aの交付金が支払われ、非加入者と比べると2.5万円も高い水準に設定されていた。この高い交付金単価によって、組織が新たに大豆作を開始したのである。

各組織の大豆作における主な作業の実施者を第3-10表に示す。⑨組織は耕起～収穫まで自

第3-10表 大豆作業内容別実施者

組織名	耕起	播種	収穫	乾燥・調製	備考
⑨	組織	組織	組織	①に委託	コンバイン購入前は収穫作業を①に委託
②	組織	組織	①に委託	①に委託	
⑥	個人	組織	①に委託	①に委託	
その他	個人/ ①に委託	①に委託	①に委託	①に委託	

資料：農林水産政策研究所調べ。

注：網掛けした部分(ゴシック体)は①への作業委託を示している。

組織の機械とオペレータで実施し、乾燥・調製作業を①法人に委託している。②組織は耕起～播種作業までを自組織で実施し、収穫以降の作業を①法人に委託している。⑥組織は、耕起は個人で実施し、播種は自組織で実施し、収穫作業以降は①法人に委託している。

これら組織はタイプⅢから前述のようにタイプⅣへ変化している。⑨組織は、設立当初大豆作のすべての作業を①法人に委託していた。しかし、大豆作を開始して、大豆作の収益を参加農家に分配せずに組織で積立し、機械の導入を進めた。2006年に中古大豆用管理機を導入し、2011年に中古汎用コンバインを導入し、さらに2013年には中古乾燥機を導入する予定である。その結果、大豆作にかかるすべての作業を組織で行うことができるようになる。また、当初導入した大豆管理機は水稲作の防除作業にも利用することが可能であることがわかり、組織で水稲作の防除作業を実施している。そのため、大豆作だけではなく、水稲の一部作業についても組織として実施するようになっており、「将来的には構成員の稲作作業を組織で作業したい」と組織の代表者は考えている。⑨組織が大豆管理機を導入し、大豆作業以外の水稲防除作業に利用したことから、②組織や⑥組織でも大豆管理機を導入し、大豆作に利用するとともに、水稲防除作業を実施している。こうして水稲作業の一部をも組織で実施することが地区内に波及している。

3) 解散した集落営農組織

①解散理由

⑩、⑬、⑧、⑪の各集落営農組織は設立後にそれぞれ解散した。契機は、市の指導による法人化のフォローアップである。水田経営所得安定対策に加入する任意組織は5年以内に法人化することが義務づけられているため、市は2009年にフォローアップを実施し、計画通りに法人化するか、あるいは計画を延長するかを各組織で検討させた。その結果、計画を延長する組織は存続し、法人化の見込みがないと判断した組織は計画を延長せずに解散した。

解散した理由は、組織存続のメリットの少なさと負担の大きさである。対象地における参加農家の直接のメリットは、大豆の「緑ゲタ」の取得ではなく（過去実績がないので交付されない）、米の「ナラシ」である。それに加えて肥料・農薬の共同購入による農協の大口割引である。しかし、戸別所得補償制度の実施で「ナラシ」のメリットは縮小した。残るは大口割引だけがメリットである。これに反して、役員負担や構成員の不満が大きい。決算や総会資料の作成など、枝番管理の実施に伴う役員・担当者の負担は大きい。対象地では農協の組織口座と個人口座間の入出金は農協が自動で行わず、組織の会計担当者が行う。組織の口座に入金された仮渡金、精算金、交付金を各構成員の口座へ振り替えること、そして共同購入に伴う支払代金を各構成員から期日までに徴収し、農協の組織口座へ入金することの事務作業の負担は担当者にとって相当に大きい。負担を軽減するために、各戸への入金回数を減らしている組織では、構成員農家から収入取得時期の遅れが不満となっていた。こうした役員負担の大きさと参加農家の不満に比して枝番管理型集落営農組織を継続するメリットが少ないことから解散することとなったのである。

②解散後、再編された組織の特徴

解散した集落営農組織のうち⑩組織と⑬組織は、組織を再編して新たな組織として存続している。

⑩組織は、2002年に集落内農家5戸によって設立された共同利用組織⑩-Aを母体として設立された。⑩-A組織は田植機、コンバイン、畦塗り機を所有し、⑩-A組織の代表者が中心となって機械作業を行っていた。2006年に⑩-A組織の代表者は、集落の高齢化や離農を懸念して集落農家全戸参加による集落営農組織⑩を、⑩-A組織とは別に設立した。機械の共同利用をベースに農地の受け皿になれる組織への発展を展望しつつ、まずは枝豆脱莢機を導入して枝豆の共同生産に取り組んだ。しかし、構成員の大規模農家との間で意見が衝突したため⁽¹⁴⁾、2012年に⑩組織を解散した。そして農家5戸で⑩-A組織を再稼働し、枝豆脱莢機を移管した。再稼働された⑩-A組織は、集落営農組織解散前後で変化が見られる。第1に、構成員外から稲作作業を受託するようになった。構成員外の農作業受託は、集落農業の維持・発展を図るためである。現在、田植作業を3戸から170a、収穫作業を2戸から70aそれぞれ受託している。第2に、移管された枝豆の機械を利用して、共同で枝豆生産を開始した。こうして⑩-A組織は共同利用組織からタイプⅢの集落営農組織を経て、水稻作業受託組織となり、さらには枝豆の農業生産主体へ発展している。

⑬組織は、1997年に集落内農家6戸による稲作機械を共有する組織⑬-Aを母体として設立された。⑬-A組織の設立理由は、ほ場整備事業が採択され、集積要件をクリアすることが目的であった。そこで、組織で田植機とコンバインを導入し、稲作機械の共同利用を開始した。その後、農家の高齢化、離農が懸念されたため、2007年に自治体や農協の指導によって集落農家9戸参加による⑬組織を設立した。しかし、会計業務などが大きな負担であったため、2010年に組織を解散した。解散後、⑬組織に参加した9戸によって⑬-A組織を水稻作業受託組織として再設立した。オペレータは7人で、機械作業をしない2人は会計業務を担当している。賃金はオペレータが1.3万円/日、補助作業が1万円/日である。賃金を高めに設定することで、参加農家の出役を促している。作業受託料金は、作業に要する賃金、物財費と、機械更新費用の積み立て額を合計した費用を作業面積で除した金額としている。こうして⑬-A組織は、機械の共有組織からタイプⅢの集落営農組織を経て、参加戸数を増やして水稻作業受託組織となっている。

⑧組織と⑪組織は組織解散後に、個別農家による営農へもどっている。

(3) 枝番管理型組織の3つの方向

対象地区の枝番管理型組織の動向を検討すると、次の3つの方向があることが明らかとなる。

第1は大豆作機械の導入と稲作の協業化への動きである。⑨、②、⑥の組織は設立後に組織として大豆作に取り組みはじめ、そのための機械を導入するようになった。つまり、タイ

プⅢからタイプⅣへ変化し、転作部門の営農実体が生じ始めてきた。また、水稻作業への拡大も行われている。

第 2 は有志農家による組織再編である。組織の解散後、有志農家によって組織の再編がなされた。⑩組織は共同利用組織からタイプⅣとなり、解散後に水稻作業受託、枝豆生産を行い、転作の生産主体⑩-A へ発展している。⑬組織は、機械の共有組織⑬-A からタイプⅥの集落営農組織を経て、解散後にはほぼ集落全体的水稻作業受託組織⑬-A へ発展している。これらの組織の方向は、前身組織を母体としつつ、集落営農組織時の取り組みを吸収しながら、組織が再編・発展していることに特徴があると考えられる。

第 3 は個別経営による農地の集積である。集落営農組織の解散によって、従来通りに個別経営が集落等の農地を集積するという方向である⁽¹⁵⁾。

以上のように、枝番管理型の集落営農組織は 3 つの方向へ進展しているが、枝番管理型組織が第 1 の方向で存続または第 2 の方向で再編されながらも、組織的活動が維持されていることは枝番管理型組織の存続・再編理由を考える上で重要である。その点について次に考察したい。

4. 集落営農組織の存続・再編の構造的背景

(1) 大規模個別経営の農地集積状況

集落営農組織の存続・再編は集落の農業構造と密接な関わりがあると考えられる。第 3-11 表は現状における 5ha 以上の個別経営の農地集積率と集落営農組織の存続状況を C 地区のセンサス集落別に示したものである。なお、任意組織の集落営農組織に加入している面積分を個別経営の面積に戻して計算していることから、2010 年センサスで 5ha 以上の農家として捕捉されなくなった農家を含むため、ここでの 5ha 以上の個別経営は前掲第 3-1 表の数値と異なる。

集落営農組織が存続ないしは再編している集落は 8 あるが、⑥組織のある⑥集落を除いた 7 集落は、5ha 以上の個別経営による集落の農地集積率が相対的に低い集落である。これら集積率の低い集落では設立された組織が存続あるいは再編されて組織が存在している。その一方で、集積率が相対的に高い 6 集落では 3 組織が設立されたが、2 組織が解散し個別経営に解消している。つまり、5ha 以上の大規模な農家が少なく、その集積率が低い集落では、組織が設立されて存続、あるいは解散後に再編した組織が存続している傾向にある。逆に 5ha 以上農家が多く、その集積率が高い集落では、集落営農組織が設立されないか、あるいは設立されても解散する傾向にある。このように C 地区では現状における大規模農家による集積率の高低が組織的営農が継続する要因となっていると考えられることができる。

しかしこうした現状での大規模個別経営の農地集積率の高低は、これまでの農地流動化の水準を示すものであるが、彼らが今後新たに流動化する農地の受け手として十分であるか否かを示すものではない。そこでこの点についてさらに検討する。

第3-11表 大規模個別経営の農地集積と集落営農組織

集落	田面積	5ha以上の個別経営		集落営農組織	
		経営体数	経営田面積	設立状況	作業実施面積
計	625	24	163 (26.1)	10組織	118 (18.9)
③	66	4	30 (46.1)	なし	
⑥	55	3	24 (43.6)	⑥組織	8 (14.5)
⑪	88	5	34 (38.6)	⑪組織 (解散)	
⑧	20	1	6 (29.0)	⑧組織 (解散)	
④	44	2	13 (28.6)	なし	
⑫	51	2	13 (24.5)	なし	
⑨⑩	77	3	18 (23.4)	⑨組織 ⑩組織 (再編)	18 (23.4)
⑬	27	1	6 (20.4)	⑬組織 (再編)	
⑭	37	1	6 (17.0)	⑭組織	0 (-)
⑦	51	1	8 (15.3)	なし	
①	50	1	6 (12.4)	①法人	84 (168.0)
②	27	-	- (-)	②組織	8 (29.6)
⑤	32	-	- (-)	⑤組織	0 (-)

資料：大仙市資料，農林水産政策研究所調べ。

注 1) 5ha 以上個別経営の面積集積率順(降順)に記載した。

2) 網掛け(ゴシック体)は集落営農組織が存続または再編した集落を示している。

3) 個別経営と集落営農組織の面積は重複しているものがあるため，両者の集積率の合計が 100%を超える集落もある。

4) ①法人は他集落で大豆の特定作業受託しているため，作業実施面積率は 100%を超える。

(2) 農地流動化予測と地域農業の担い手

1) 農地流動化のメカニズムとその予測

①離農予測率の階層差とその規定要因

高齢農家のリタイアによる離農の増加が見込まれることから，加齢による離農の予測を行う。調査地区の集落調査結果から，高齢化による 10 年後の離農と農地流動化を予測したものが第 3-12 表である。高齢農家は 75 歳以上の後期高齢者になると農業リタイアを本格化し，その農業リタイア時にあとつぎが経営継承しないならば離農に至ると想定される。そこで，将来予測として集落内の 65 歳以上の各農家の 10 年後における農業リタイア及びあとつぎによる経営継承の予測を集落の精通者にヒアリングした結果から，離農が見込まれる農家数を経営田面積規模別に集計している。調査対象とした集落の農家 231 戸は 2005 年農業センサスでの総農家数の 80%であり，ほぼ C 地区全体を網羅している。そのうち経営主年齢が 65 歳以上であることが判明した農家は 61 戸である⁽¹⁶⁾。今後 10 年以内にそれら高齢農家が後期高齢者となって，ほとんどが農業リタイアするが，そのうち 39 戸 (64%) が，あとつぎの経営継承がないために離農すると予測される。

経営田面積規模別に離農予測率を見ると，0.5ha 未満層の 94%，0.5～1ha 層の 86%，1.0

第3-12表 経営田面積規模別農地流動化予測

(単位：戸，%)

	総農家数 (2005年)	調査対象集落の農家数			
		うち経営主 65歳以上	あとつぎの農業 従事がない農家	離農 予測数	
計	289	231	61 (100.0)	28 (45.9)	39 (63.9)
0.5ha未満	47	33	17 (100.0)	11 (64.7)	16 (94.1)
0.5～1.0ha	37	24	7 (100.0)	4 (57.1)	6 (85.7)
1.0～2.0ha	58	50	10 (100.0)	5 (50.0)	8 (80.0)
2.0～3.0ha	68	59	13 (100.0)	5 (38.5)	6 (46.2)
3.0～4.0ha	37	21	4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)
4.0～5.0ha	23	20	4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
5.0ha以上	19	24	6 (100.0)	0 (—)	0 (—)

資料：2005年農業センサス，大仙市資料，農林水産政策研究所調べ。

注 1) 総農家数は2005年農業センサスにおける経営耕地面積規模別の戸数を示し，調査対象集落の農家は経営田面積規模別の戸数を示す。

2) 調査対象の農家は10a以上の経営田面積があるものである。

3) ()内は，経営主65歳以上の農家に対する割合を示す。

～2.0ha層の80%がそれぞれ離農すると予測され，現在65歳以上の高齢農家のうち0.5ha未満層のほぼすべて，0.5～2.0ha層のほとんどが，10年以内に現経営主の農業リタイアとともに離農することが見込まれる。他方で2.0ha以上層での離農予測率はより低く，2.0～3.0ha層が46%，3.0～4.0ha層が50%であり，さらに4.0ha以上層では離農がほとんど見られない。こうして経営田面積規模別に離農予測率を見ると，ほぼすべてが離農する0.5ha未満層(I)，ほとんどが離農する0.5～2.0ha層(II)，離農が少ない2.0～4.0ha層(III)，ほぼ離農がない4.0ha以上層(IV)の4つの階層が検出できる。

こうした離農予測率の階層差の規定要因を検討しよう。前掲第2-3図で示した米生産費分析での生産費と粗収益(A)を対比すると，稲作付面積0.5ha未満層(イ)では粗収益で支払費用をカバーできないが，0.5～1.0ha層(ロ)では支払費用をおおむねカバーしうるが家族労働費をカバーしない。1.0～2.0ha層(ハ)は支払費用の全部と家族労働費の一部をカバーし，2.0～3.0ha層以上層(ニ)では支払費用と家族労働費をすべてカバーする。

その稲作付面積をC地区の転作率から水田面積規模に換算すると，稲作付面積0.5ha未満層(イ)は水田面積0.7ha未満層となり水田面積規模0.5ha未満層(I)を含む。稲作付面積0.5～1.0ha層(ロ)は水田面積0.7～1.4ha層となりおよそ0.5～2.0ha層(II)に相当し，稲作付面積1.0～2.0ha層(ハ)と稲作付面積2.0～3.0ha層(ニ)は水田面積1.4～2.9ha層と水田面積2.9～4.3ha層となりおよそ「2.0～4.0h層(III)」に相当する。

そうすると以下のように考えることができる。水田面積0.5ha未満層(I)は稲作粗収益で支払費用をカバーできなく損失が発生することから，現経営主の農業リタイア時にあとつぎが経営継承せずに離農する。0.5～2.0ha層(II)では自家労賃がまったく実現

できないことから、あかつぎの経営継承意欲が醸成されず、現経営主の農業リタイア時にほとんどのあかつぎが経営継承せずに離農する。2.0～4.0ha層（Ⅲ）は自営農業に対する自家労賃がほぼ確保できるため、あかつぎに経営継承意欲が生じ、現経営主の農業リタイア時に経営継承する農家が多く出現する。そして4.0ha層以上層（Ⅳ）では自家労賃相当額を確保し稲作余剰が生じるため、あかつぎの経営継承意欲が高まり、現経営主の農業リタイア時にあかつぎが経営継承し、離農する農家はほとんどなくなる。こうして、稲作収益（損失）の階層性が世代交替におけるあかつぎの経営継承行動を介して高齢農家の離農の階層性として出現していると理解できる。

②離農予測とあかつぎの農業従事の関係

このように稲作収益（損失）があかつぎの経営継承の有無を規定しているということは、その経営継承とあかつぎの現時点における農業従事との間にも一定の相関関係のあることが予想される。同表には農業従事するあかつぎ数ではなく、65歳以上の高齢農家のうち現在あかつぎの農業従事がない農家数（あかつぎがない農家と同居・他出を含めてあかつぎはいるが農業従事がない農家を合わせた数）を示してある。それは合計で28戸（45.9%）であり、65歳以上農家の約半数で農業従事するあかつぎがないが、これは離農予測率よりも低い。逆に言うと現時点であかつぎが農業従事している高齢農家であっても、経営主のリタイア時にあかつぎが経営継承しない農家があるのである。

次に経営田面積規模別にあかつぎの農業従事がない農家率を見ると、0.5ha未満層の約65%、0.5～1.0ha層の57%、1.0～2.0ha層の50%であり、2ha未満層では65歳以上の高齢農家の約半数であかつぎの農業従事がない。他方で2.0ha以上層ではあかつぎの農業従事がない農家率がおおむね3割にまで低下する。こうしてあかつぎ農業従事のない農家率にも階層性がやや見られる。

ところがこの農業従事がない農家率を先の離農予測率と対比すると、3ha未満層では後者が前者を大きく上回っており、現在あかつぎの農業従事がありながらも親（経営主）が75歳になって農業をリタイアすると、あかつぎが経営継承せずに離農することが見込まれている。これは親の経営主が農業従事する間はあかつぎも農業に従事するが、経営主が農業リタイアするとあかつぎも農業従事を中止し離農するということである。このあかつぎが農業従事しつつも親のリタイアとともにあかつぎもリタイアする傾向は、2～3ha層まで見られる。

こうしてC地区では、高齢世帯主の加齢による農業リタイアに対する後継者の農業継承割合が小規模層で低く、今後は2ha未満の高齢農家を中心とする離農に伴って農地の流動化の進展が予測される。

2) 地域別農地流動化予測と地域農業の担い手

10年以内の離農と農地流動化の予測結果を集落別に示したのが第3-13表である。前掲

第3-13表 農地流動化予測と個別経営の規模拡大意向

(単位：ha, 戸, %)

集落	田面積 ①	(再掲)5ha以上の個別経営		調査事例の拡大意向		流動化予測			将来の農地需給 (AとBの比較)	集落営農組織の有無
		経営 体数	経営 田面積	調査 事例数	拡大 面積A	調査対象集落の農家数②	離農予測数 ③ (③/②)	流動化 予測面積 B (B/①)		
計	625	24	163	12	19	231	63 (27.3)	81 (12.9)	農地過剰	—
③	66	4	30	1	7	21	6 (28.6)	6 (8.9)	需給均衡	—
⑥	55	3	24	1	1	22	7 (31.8)	6 (10.5)	農地過剰	○
⑪	88	5	34	0	不明	26	6 (23.1)	9 (9.8)	不明	×
⑧	20	1	6	1	0	9	4 (44.4)	7 (34.4)	農地過剰	×
④	44	2	13	2	1	15	3 (20.0)	5 (10.4)	農地過剰	—
⑫	51	2	13	2	7	25	11 (44.0)	19 (36.8)	農地過剰	—
⑨⑩	77	3	18	2	3	36	7 (19.4)	7 (9.0)	農地過剰	○・△
⑬	27	1	6	1	0	12	1 (8.3)	2 (7.4)	農地過剰	△
⑭	37	1	6	1	0	9	2 (22.2)	4 (11.4)	農地過剰	○
⑦	51	1	8	1	0	24	7 (29.2)	8 (15.0)	農地過剰	—
①	50	1	6	0	不明	3	1 (33.3)	2 (3.7)	不明	○
②	27	0	—	—	—	19	7 (36.8)	5 (16.9)	農地過剰	○
⑤	32	0	—	—	—	10	1 (10.0)	3 (9.9)	農地過剰	○

資料：農林水産政策研究所調べ。

注. 集落営農組織の有無は、「○」が存続, 「×」が解散, 「△」が解散後に再編, 「—」が設立されなかったことを示す。

第 3-12 表では農地流動化メカニズムを検討するために経営主年齢が明確に判明している農家を分析対象としたが、ここでは経営主年齢があいまいでも経営主年齢が 60 歳以上である農家についてヒアリングで離農が予測されたものはすべて計上している。調査対象農家は水田台帳に登録されていない農家も含めて（枝番管理型であっても集落営農組織に参加している農家は台帳に登録されていないことから集落営農組織の構成員名簿から）把握している。さらに同表には、前掲第 3-8 表で示した個別経営の規模拡大意向を集落別に再集計した面積も示してある。

まず C 地区における調査対象集落の農家数は 231 戸であり、そのうち離農予測農家数は 63 戸であり、調査対象農家の 27.3%が離農することが予測される。離農予測農家の経営田がすべて貸し付けられると想定すればその流動化予測面積は 81ha（ここでの予測はヒアリングから離農が予測された農家の経営田面積を計上している）となり、経営田面積全体 625ha に対する割合（流動化予測面積率）は 12.9%となる。これらが高齢化による今後の 10 年間における離農と農地流動化である。C 地区の 2005 年の経営田面積に対する借地面積割合が 18.2%であることと比較すると、これまで長期間にわたって積み上げられてきた流動化面積の 7 割に匹敵する農地が、高齢化によって今後 10 年以内に一気に流動化する可能性があることをこの予測結果は示している。個別経営の規模拡大意向面積をこの農地流動化予測面積と比較すると、地区全体では前者が 19ha に対して後者が 81ha であり、両者間に大きな乖離が存在し、圧倒的に後者が前者を上回り、予測される農地過剰面積は 62ha に達する。この点を集落別に比較する。

農地流動化予測面積を集落別に見ると流動化予測面積が大きい集落は⑫集落の 19ha が突出して大きく、次いで⑪集落の 9ha、⑦集落の 8ha が大きい。それに対して流動化予測面積が小さい集落は、①集落と⑬集落の 2ha、⑤集落の 3ha である。こうした集落間の相違は集落の農地面積だけではなく、農家の離農予測率にも規定されており、離農予測率を集落別に見ると⑫集落の 44%から⑬集落の 8.3%まで集落間で大きな差がある。こうした差は集落における農家の規模構成と経営主の年齢構成によってもたらされる。

これに対して個別経営の規模拡大意向面積を集落別に見ると③集落と⑫集落がそれぞれ 7ha、⑨・⑩集落が 3ha、⑥集落と④集落が 1ha であり、これらの集落には規模拡大の意向がある農家が存在しているが、他の集落は 5ha 以上の個別経営がないか、存在したとしてもそれらの経営には規模拡大意向がないため、集落単位の面積拡大意向がない(①、⑪集落は未調査である)。

そして集落内における両者の関係を見ると、集落内には両者間での乖離が存在し、ほとんどの集落で農地流動化面積が規模拡大意向面積を上回る。両者が均衡する「農地需給均衡」集落は③集落のみであり、それ以外の集落では流動化予測面積が規模拡大意向面積を上回る「農地過剰」集落である。表出していないが農地過剰集落の過剰面積(流動化予測面積－規模拡大意向面積)を集落別に見ると最小 4ha から最大 12ha になり、農地過剰面積の規模にも集落間で相違が見られる。前掲第 3-12 表で示した 5ha 以上の個別経営による農地の集積率が現時点で高い集落でも将来には農地過剰となる集落が多数ある。現状における大規模個別経営の有無やその農地集積状況だけから将来の集落の農地需給構造を推し量ることが困難であることを、この予測結果は示している。

こうした予測が妥当であれば、「農地需給均衡」集落では流動化する農地を個別経営が受け切れる可能性があるが、「農地過剰」集落では今後流動化する農地を現存する個別経営が受け切ることができないと考えられる。C 地区においては前者の集落はわずかに 1 集落のみであり、他のほとんどの集落は後者である。そして後者のような地域では、今後、流動化する農地を受けるための受け手が必要となると考えられる。

そうした受け手として集落営農組織が期待されている。「農地過剰」集落 14 集落のうち、10 集落で集落営農組織が設立され、8 集落で存続・再編して、営農の組織化が図られようとしている。先には、現状における大規模個別経営の集積率から集落営農組織の存続を説明した。しかし組織化の必要はそうした現状での集積状況のみにあるのではなく、むしろ将来における担い手不足にあると考えるべきである。集落営農組織のヒアリング調査では、将来の担い手不足への不安が組織設立の背景であることが組織代表者から異口同音に語られている。組織設立の背景はそこにあると理解する必要があるが、現状では担い手による集積率が高い⑥集落においても集落営農組織が設立され、しかも転作での営農実体を獲得する展開が図られている背景も、まさにそれである。

しかし、同じく将来動向から見ると、農地過剰地域でありながら、現状の大規模個別経営の集積率の高い 5 集落では、組織が未設立かあるいは設立後に解散している。現状で大規模農家の集積率が高い集落では地域農業の組織化の合意形成が難しかったということ

であろう。しかしこうした集落では将来の農地の担い手を確保することができるのかどうか、大きな課題が残されている。

なお、この予測にはいくつかの留意点があるが、それは第 4 章での分析のところで言及する。

5. まとめ

本章では、秋田県大仙市 C 地区における個別経営と集落営農組織の動向と展望について検討を行った。

第 1 に、C 地区における 3ha 以上の農家の経営内容と、今後の規模拡大意向についての検討を行った。C 地区は、大仙市全体と比較して複合化が進展する中で、農地の流動化と農家の面積規模拡大が進まなかったが、近年では大規模化が進んでいる。そうした中で、経営水田面積 3～7ha 層では追加的に 1～2ha の規模拡大意欲があり、さらに経営水田面積 7ha 以上層では 15ha 程度までの規模拡大意欲があることが明らかになった。こうした背景には水田面積が 3～4ha 層で稲作余剰が形成され、水田面積が 7ha 以上層では農業所得で家計費が充足できることにあると考えることができる。

第 2 に、集落営農組織を類型化し、①稲作・転作ともに協業経営をしている法人（タイプ VII）がある一方で、②稲作は作業が個別で収益が生産量割だが転作は作業が共同で収益が面積割の組織（タイプ IV）、③稲作では作業が共同で収益が生産量割であるが転作は作業が個別で収益が生産量割の組織（タイプ V）、④稲作・転作ともに作業が個別で収益は生産量割の組織（タイプ III）の 4 つのタイプの組織があることを明らかにした。このうち枝番管理型組織には②、③、④のタイプがある。

第 3 に、これら枝番管理型組織設立後、①大豆作機械の導入と稲作の協業化への動き（III→IV）、②有志農家による組織再編、③個別経営による農地集積（組織解散）、という 3 つの方向があることを明らかにした。特に①の動きは組織に営農実体が生み出され、経営の内実が変化しつつあること、将来的に稲作まで取り込んだ協業組織へ発展する可能性を秘めていること、②でも同様の可能性があることが示された。

第 4 に、集落営農組織の存続要因について現状における集落の農業構造との関係から分析を行った。集落営農組織は約 7 割の集落で設立され、その後解散によって約 5 割の集落で維持ないしは再編しながら組織が存続している。そして 5ha 以上の農家の集積率が低い集落で集落営農組織が存続しているところに特徴がある。現時点では枝番管理型集落営農組織であっても設立、存続している背景には担い手不足に対する危機感が集落内にあるがゆえに設立されていること、そして組織が農地の受け手となることが期待されていることが理解できた。

第 5 に、今後の農業の再編方向を検討するために 10 年後における高齢農家の農業リタイア及び経営継承のヒアリング調査を行い、離農と農地流動化の予測を行った。現経営主が加齢

にともなって農業リタイアする時あかつぎが経営継承しなければ離農に至るが、そうした高齢化による離農率には明確な規模階層性があり、その階層性は稲作収益の階層性に規定されていることを明らかにした。

そして第 6 に、高齢化に伴う離農によって流動化する農地を集落別に予測するとともに、それと個別経営の規模拡大とを対比した。今後、流動化する農地が多数発生することが予測され、ほとんどの集落で規模拡大意向をもつ農家だけでは流動化する農地を集積できないことが明らかになった。そうした将来の農地過剰の中で集落営農組織が今後流動化する農地の受け手として期待されている。集落営農組織の多くは、現状では営農の内実が伴わない、枝番管理型組織であるが、今後、営農の内実を伴った組織へ変化することが期待されている。その一方で現状において規模農家の農地集積率が比較的高い集落にあっても将来における農地過剰地域があり、そうした集落には集落営農組織が設立されなかったり、設立されても解散したりしている。こうした集落では近い将来に農地の受け手の確保のあり方が大きな課題となってくるものと考えられる。

(平林光幸・小野智昭)

- 注 (1) C 地区の 2010 年の水稲・陸稲を生産・販売する組織は第 3-2 表では 10 組織であるが、ヒアリング調査では 11 組織である。
- (2) 法人の場合は利用権設定が一般的であるが、任意組織の場合には組織の経営地であるとした構成員の農地は(組織の所有地でないため)借入地と回答するのが一般的である。なお特定作業受託地も借入地となるのが一般的である。
- (3) p 経営が立地する③集落では、1970 年代には場整備を契機に秋田県集落農場化事業により育苗施設、田植機、トラクタ、防除機を整備し、共同作業していた。その後、構成員の高齢化とともに、大規模経営が農業機械を個人で所有したことによって、出役による共同作業ができなくなった。現在では組織の活動は田植機の共同所有と育苗播種の共同作業のみとなっている。g と o が立地する③集落も同様であり、1970 年代に集落で田植機 4 台を整備し、育苗から田植まで共同作業していたが、現在は育苗播種を共同で作業し、田植機は共同所有している。
- (4) a はかつて大豆と枝豆を 17ha 経営していたが、集落営農組織の設立とともに、貸し手が組織に参加したため、経営面積が縮小した。
- (5) 2010 年センサスにおける調査地の稲作付面積率より算出。
- (6) 同表の「経営」田面積の合計 285ha に特定作業受託面積 39ha を加え、2010 年に解散した⑬組織の「経営」田面積を差し引き、個別経営の a 法人の 2010 年時点での経営田面積 9ha を加えると 313ha となる。これは前掲第 2 表における農家以外の農業事業体の面積 312ha にほぼ一致する。
- (7) 調査時点で解散していた組織は、解散直前の営農実態である。
- (8) ①法人については、中村・渡部(2012)において、N 法人として詳しく紹介されている。
- (9) 集落には 22 戸の農家があり、集落農場化事業で組織化した当時は全戸参加していたが、その後 3 戸が脱退した。1 戸は約 6ha 規模の認定農業者であり、組織が法人化するときに脱退した。残りの 2 戸のうち、1 戸は法人化する以前より個別で農業を継続したいため脱退したが、もう 1 戸は農業従事者が農業リタイア(死亡)したため 2012 年から農地を法人に貸付予定である。
- (10) C 地区内から 15ha、隣接する 2 地区から 23ha を受託している。
- (11) りんどうは 80 坪のハウス 4 棟で栽培し、レタスは 50 坪のハウスで水耕栽培している。
- (12) 作業料金は乾燥調製作業まで含めて 10a 当たり 8 千円である。
- (13) 前掲第 2 表の豆類面積をみると、販売農家の栽培面積にほとんど変化はないが、農家以外の農業事業体の栽培面積は 49ha から 79ha へと 30ha 増加している。なお、2005 年における後者の大豆栽培面積は、法人化以前の①法人の他に、a 農家を含む 2 戸協業の有限会社による栽培面積を含む。

- (14) この大規模農家は 5.7ha を経営する個別指向型で、集落内の農家から一部作業受託を行っている。
- (15) C 地区では 15ha を超えるような大規模な個別経営は展開しておらず、5 ～ 10ha 規模の農家が中心であり、将来的には経営継承などの問題も発生する恐れがあるという課題を抱えていると考えられる。この点については今後の課題としたい。
- (16) ヒアリング調査では、経営主年齢が「60 歳代」と回答しているものがあり、それはここでの集計から除外している。